

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平29年 6 月29日
【会社名】	東洋エンジニアリング株式会社
【英訳名】	TOYO ENGINEERING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 尾 清
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03(6268)6611（大代表）
【事務連絡者氏名】	契約法務本部長 井 上 光 彦
【最寄りの連絡場所】	千葉県習志野市茜浜 2 丁目 8 番 1 号
【電話番号】	047(454)1503
【事務連絡者氏名】	契約法務本部長 井 上 光 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額 383,378,734円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 現在および今後の事業展開をより明確にするため、第2条（目的）に以下の文言を追加する。

「石油、天然ガス等のエネルギー資源および鉱物資源等の探鉱、開発に関する鉱業権の取得ならびにそれらの資源の生産、製造、加工、売買および貸借」

2. 株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、第6条に定める発行可能株式総数を5億株から1億株に変更するとともに、第8条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更する。

3. 取締役会が開催できない場合等の緊急時に備えて、会社法第370条に基づき、取締役の書面または電磁的記録による同意により、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす規定を、第25条として新設する。

第4号議案 取締役10名選任の件

山口正明、中尾清、内藤貴也、芳澤雅之、越川昌治、阿部知久、永松治夫、林洋和、田代真巳および山田裕介の10名を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	139,580	2,509	37	(注) 1	可決	96.94
第2号議案 株式併合の件	141,157	931	37	(注) 2	可決	98.04
第3号議案 定款一部変更の件	141,212	880	37	(注) 2	可決	98.07
第4号議案 取締役10名選任の件						
山口正明	131,047	9,728	1,350	(注) 3	可決	91.02
中尾清	132,962	9,127	37		可決	92.35
内藤貴也	140,589	1,500	37		可決	97.64
芳澤雅之	140,618	1,471	37		可決	97.66
越川昌治	140,642	1,447	37		可決	97.68
阿部知久	140,624	1,465	37		可決	97.67
永松治夫	138,593	3,495	37		可決	96.26
林洋和	140,724	1,365	37		可決	97.74
田代真巳	137,993	4,095	37		可決	95.84
山田裕介	137,806	4,283	37		可決	95.71

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案および第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。